

令和5年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

認知症対応型共同生活介護編



**実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。**

目 次

【認知症対応型共同生活介護編】

- 1 身体拘束廃止未実施減算について 1
- 2 高齢者向け福祉施設における防火・避難規定等の建築基準
法令に関する注意点について 4
- 3 施設で給食を提供する場合の届出について 7

1 減算の規定

身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合や、身体的拘束等の適正化のための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行っていない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、介護報酬が90%に減算されます。

注意

○ **事業所内で身体的拘束等を行っていなかったとしても**、身体的拘束等の適正化のための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行っていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

2 減算に係る留意事項

身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

3 基準条例

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

4 基準条例に係る解釈通知

- (1) 本市条例第119条第5項及び第6項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急や

むを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、本市条例第129条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

本市条例同条第9項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ウ 身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 身体的拘束等の適正化のための指針

指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- イ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(4) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

高齢者施設における防火・避難規定等の 建築基準法令に関する注意点について

1 高齢者向け福祉施設における建築基準法令等の遵守について

建築基準法では不特定又は多数の方が使用、就寝等する用途の建築物を特殊建築物と定め、これらに適用する防火や避難に関する規定を強化しています。通所介護施設などの福祉施設についても、自力避難の困難な方が日常的に利用しており、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、これらの特殊建築物に該当します。

施設を管理される方におかれましては、人命を預かっているということをあらためて認識していただき、建築基準法令を遵守し、適切な管理をお願いします。

2 管理上の注意点について

(1) 建築基準法令への適合について

建築物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責務です（建築基準法第8条より）。建築基準法令により規定された建築物の防災チェックポイントを掲載いたしましたので、お目通しのうえ、適正な維持管理をお願いいたします。

また、建築物の新築や増築、用途変更等の際は、防火・避難規定など現行の建築基準法関係規定に適合するよう計画する必要があります。さらに、新築や一定規模を超える増築、用途変更等の際は建築確認申請の手続きが必要となります。

建築基準法関係規定の適合については専門的な内容となるため、新築や増築、用途変更等を行う際は、建築士など建築の専門家や建築行政窓口等にご相談のうえ、適切な手続きを行ってください。

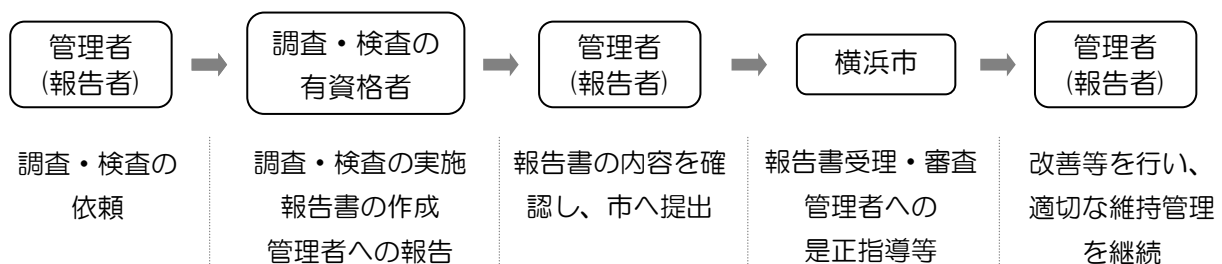
(2) 建築基準法に基づく定期報告について

① 定期報告制度の概要

横浜市では、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、一定の用途及び規模の建築物の所有者等は、定期的にその建築物の状態や建築設備について資格者に調査・検査をさせ、その結果を横浜市に報告するよう義務付けています。

(定期報告制度といいます。)

定期報告の一連の流れ



② 定期報告の対象建築物について

一定規模以上の入所者のための宿泊施設を有する老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院（介護療養型医療施設、介護医療院）は、定期報告の対象建築物となります。

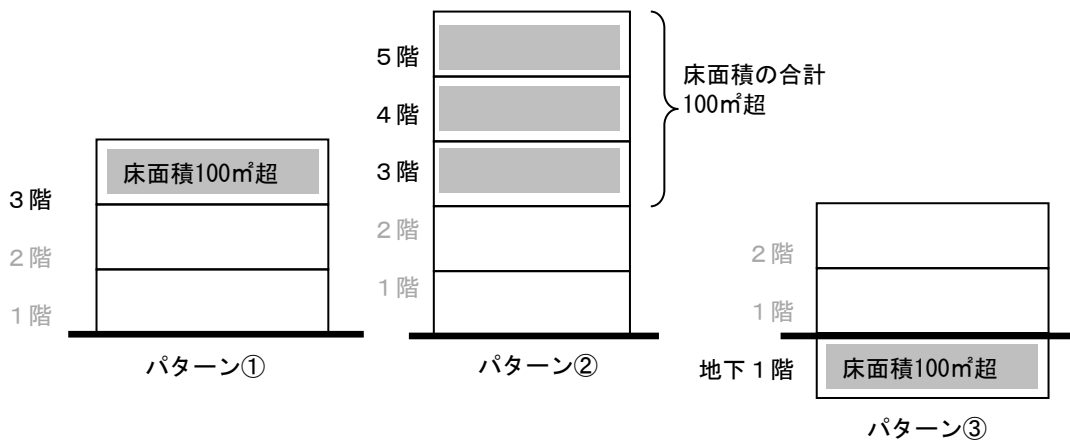
詳しい制度の内容については横浜市の「定期報告」ホームページをご覧ください、対象建築物に該当する場合は、定期報告を行っていただきますようお願いします。

福祉施設等で定期報告の対象となる建築物

老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院（介護療養型医療施設、介護医療院）の用途に供する部分が次のいずれかに該当する場合は、定期報告が必要となります。

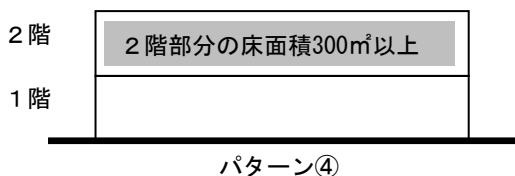
ア 床面積が100㎡を超える部分が、3階以上又は地階にあるもの

(例)



イ 2階部分の床面積が300㎡以上のもの

(例)



【横浜市の「定期報告」ホームページ】

・横浜市 建築局 建築物昇降機等の定期報告

(URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/teikihoukoku/>)

横浜市 定期報告

検索

【問い合わせ先】

・建築確認申請の手続きに関する相談

建築局建築指導課指導担当 TEL: 045-671-4531 FAX: 045-681-2437

・建築基準法第12条に基づく定期報告など建築物の維持管理に関する相談

建築局建築指導課建築安全担当 TEL: 045-671-4539 FAX: 045-681-2434

Click!



■建築物の防災チェックポイント一覧

建物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責任です（建築基準法第8条）。以下のチェックポイントを活用して、建築物の適切な管理にお役立てください。

箇所	チェックポイント	解説
非常用の照明装置	<input type="checkbox"/> 主電源を落したり、ひもを引いたりして照明が点灯しますか。バッテリーや電球切れで点灯しない場合があります。必要に応じ点検し交換しましょう。	<p>停電になった際に点灯し、避難路を照らすために設置されている設備です。</p> <p>消防法に基づく緑色の誘導灯(避難口を示すもの)とは異なります。</p>
排煙窓	<input type="checkbox"/> 排煙窓が円滑に開閉できますか。開放装置(オペレーターやチェーン)や窓等が、家具や荷物で隠れていたり、開放装置に不具合があったりしませんか。 <input type="checkbox"/> 開放方法は予め確認しておきましょう。	<p>火災時に最も怖いのは煙やガスです。</p> <p>排煙窓や排煙設備等は、火災で発生した煙やガスの建物内での拡散を防ぎ、速やかに屋外へ排出するため、重要な設備となります。</p>
内装制限	<input type="checkbox"/> 火気を使用する居室等(※1)で内装材料が、木質など燃えやすいものになっていませんか。 ※1 煙を逃がす窓等が設けられていない部屋や、3階以上にある部屋、調理室やボイラー室等の火気を使用する部屋	<p>火災の拡大を防ぎ避難と消防活動を促進するため、壁や天井等の内装仕上げを燃えないもの等にする必要があります。</p> <p>内装工事の際は建築士等の専門家に相談しましょう。</p>
階段の防火扉	<input type="checkbox"/> 防火扉を開閉するうえで障害となる物が置かれていませんか。 <input type="checkbox"/> 防火扉が自動的に閉まるよう、ドアクローザが機能していますか。 <input type="checkbox"/> 防火扉をひも等で固定していませんか。	<p>階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ重要な役割があります。</p>
敷地内通路や廊下等の避難経路	<input type="checkbox"/> 緊急時の避難経路に避難の障害となる物を置いていませんか。 避難経路は屋外の道路まで確保しましょう。	<p>火災時の避難には、廊下、通路の確保が大切です。法律上、原則として2方向の避難経路が必要となります。</p>
階段	<input type="checkbox"/> 避難の障害となる物を置いていませんか。 <input type="checkbox"/> 火災の原因となる物を置いていませんか。	<p>階段は、非常時に避難経路となります。</p> <p>普段使用していない階段も、安全な避難のために維持管理が必要です。</p>
外壁の開口部等	<input type="checkbox"/> RC造、鉄骨造等の建物の場合、窓、換気扇等に網入ガラス、防火ダンパー(※2)等の防火設備が設置されていますか。 ※2 火災時に風道から煙が拡散しないよう風道を封鎖させる仕組みのこと	<p>他の建物等からの延焼防止のため、延焼の恐れのある部分(※3)にある窓や換気扇などには防火設備等を設けなければならない場合があります。</p> <p>※3 隣地境界線及び道路中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の部分</p>
非常用の進入口	<input type="checkbox"/> 道路側に面した窓(幅75cm×高さ1.2m以上の大きさの進入口に代わるもの)などが開きますか。 <input type="checkbox"/> 家具、荷物、広告板等の障害物はありますか。	<p>3階建以上の建物には、火災時に消防隊が進出し消火・救助活動を可能にするため、道路等に面して非常用の進入口等を設置することが必要となります。</p>

社会福祉施設等で入居者・利用者に給食を提供している施設のうち、営業以外の場合で、1回の提供食数が20食程度以上の施設については、食品衛生法に基づく届出制度の対象となります。

この届出制度は、食事提供の実態把握や食品衛生責任者の選任、HACCPに沿った衛生管理といった自主衛生管理を推進していくことを目的としています。

1回の提供食数が20食程度未満の小規模な施設は、届出対象外となりますが、本市では食中毒のリスクの高い高齢者等を対象とした社会福祉施設については、これまでと同様にノロウイルスや腸管出血性大腸菌等による食中毒の未然防止のための衛生管理の支援を行います。

【食品衛生法に基づく届出制度の取扱い】

1 食品衛生法に基づく届出の対象施設

1回の提供食数が20食程度以上の、営業以外の場合で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設

- * 1回の提供食数が20食程度未満の施設は届出不要です。
- * 調理業務を外部へ委託している場合、受託事業者は営業許可の取得が必要です。
受託事業者が営業許可を受けた場合、施設側の届出は不要です。

2 届出手続きについて

区生活衛生課窓口での書面による届出の他、国の食品衛生申請等システムを利用した届出が可能です。

(1) 窓口で届出を行う場合の必要書類など

- ア 営業届（第14号様式）
- イ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（調理師・栄養士免許、養成講習会修了証などの原本又は写し）
- ウ 施設の構造及び設備を示す図面（調理室の構造設備、従事者及び利用者の便所、手洗い設備、食事をとる場所の位置が確認できるもの）
- エ 施設付近の見取り図（届出書記載の所在地では場所がわかりにくい場合のみ）
- オ 水質検査結果の写し（水道事業等により供給される以外の水（井水等）を使用する場合のみ）

(2) 国の食品衛生申請等システムを利用した届出を行う場合の必要書類など

システム上にて、必要事項の入力（※）と、上記イからオまでのデータの添付を行い、届出を行います。（エ、オは必要な場合のみ）

- ※ 食品衛生責任者の情報を入力する際に、「受講した講習会、資格取得年月日等」欄に資格者番号も併せて入力してください。

（入力例）〇〇講習会、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（養成講習会受講の場合）

〇〇県、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（栄養士等免許の場合）

《食品衛生申請等システム》（厚生労働省ホームページ）

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【 HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理について】

1 対象

食品衛生法に基づく許可・届出の対象施設は、HACCP に沿った衛生管理に取り組む必要があります。

HACCP とは…原材料の納品から製造、調理、提供までの全ての工程において、異物混入、食中毒菌などの危害となる物質を予め分析し、除去することにより安全な食品を提供できる衛生管理の考え方です。食品衛生管理の国際標準となっており、日本を含む先進国を中心に義務化されています。

2 具体的な対応について

厚生労働省が公表している手引書（※）に従い、様式及び記入例を参照しながら「衛生管理計画」を作成し、計画通りの管理ができていないか毎日記録します。既に、衛生管理に関するマニュアル等を作成している場合は、既存のマニュアルと手引書を比較し、管理する項目に不足があれば追加する等の対応をします。なお、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合は、同マニュアルが HACCP に基づき作成されていることから、新たな対応は生じません。

※給食施設向けの手引書

「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書～委託給食事業者～」

（手引書の題名には「委託給食事業者」とありますが、直営で調理を行っている施設においても当該手引書を参考とすることが可能です。）

なお、調理業については、「小規模な一般飲食店向け」、「旅館・ホテル向け」の手引書なども公開されています。施設の規模に応じて、参考にする手引書を選択しましょう。

「手引書」について詳しくはこちらをご覧ください

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html



<保健所が取組状況を確認しています>

各区福祉保健センター生活衛生課・医療局食品衛生課では、各施設の衛生点検等の際に、各施設が作成した「衛生管理計画」や記録などを確認し、取組状況を把握しています。導入済みの施設に対しては、記録に基づく検証を継続して行えるよう技術的支援を行います。また、HACCP への取組を行っていない施設に対しては、導入指導を行っています。

○ 相談・届出窓口（各区福祉保健センター生活衛生課）

仕入れた弁当をそのまま販売・提供する場合など、給食施設に該当しない場合もあります。「施設が給食施設に該当するか」等の相談、届出については事前に施設のある区の福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。HACCP に沿った衛生管理についても、御不明点があれば、お問い合わせください。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540-2370
西区	西区中央 1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町 118	930-2365
中区	中区日本大通 35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2463
南区	南区浦舟町 2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6361	栄区	栄区桂町 303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5751